

柏原市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定めるもののほか、法第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の経営に係る指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、適正な法人の運営及び施設の経営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図るために、社会福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

また、情報開示の推進、苦情解決への適切な対応、施設入所者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくものとする。

(対象)

第3条 指導監査の対象は、本市が所管する法人（以下「対象法人」という。）及び次の各号に掲げる施設のうち本市が所管するもの（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 児童福祉法に規定する保育所（認可外保育所を除く。）
- (2) 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム

(体制)

第4条 指導監査は、健康福祉部福祉指導監査課が行う。

- 2 指導監査の充実を図るため、必要に応じて専門知識を有する者を指導監査に同行させることができる。

(実施計画)

第5条 指導監査の実施計画は、国の実施方針等を考慮して、毎年度

策定するものとする。

(指導監査事項)

第6条 対象法人及び対象施設（以下「対象法人等」という。）に対する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織の運営に関する事項
- (2) 資産の管理に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) 施設の運営管理に関する事項
- (5) 利用者に対する支援等に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、法人の運営に関し必要と認める事項

(指導監査の種類)

第7条 この要綱において、指導監査とは、一般監査及び特別監査をいう。

- (1) 一般監査とは、実地指導監査及び書面指導監査をいう。

ア 実地指導監査とは、対象法人等に対して実地で実施する指導監査をいう。

イ 書面指導監査とは、対象施設から提出された書類等に基づき実施する指導監査をいう。

- (2) 特別監査とは、正当な理由がなく一般監査を拒否した場合、法人及び施設の運営に重大な問題がある場合、度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われない場合等、必要があると認めるときに、対象法人等のうち、特定のものに対して行う指導監査をいう。

(一般監査の実施)

第8条 一般監査は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、実地指導監査により、毎年度実施するものとする。

- (1) 対象法人については、当該法人及び当該法人が経営する対象施設の前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合にあつては、2年に1回とする。

- (2) 前号に該当する対象法人のうち、次に規定する要件のいずれか

を満たす場合は、4年に1回とすることができる。

ア 外部監査の活用により法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていること

イ 苦情解決への取組みが適切に行われており、かつ、次のいずれかに該当し、積極的に良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていること

(ア) 福祉サービス第三者評価事業の受審、結果の公表など福祉サービスの向上に関する取組みを行っている。

(イ) ISO9001の認証取得施設を有している。

(ウ) 地域社会に開かれた事業運営に関する取組みを行っている。

(エ) 下記に例示するような地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に関する取組みを行っている。

- ・「大阪府社会福祉協議会老人施設部会社会貢献事業」の対象となる事業
- ・「大阪府社会福祉協議会保育部会地域貢献事業」の対象となる事業
- ・「大阪府先進的取組パイロット事業費補助金」の対象であって、現在も独自に継続して取り組まれている事業
- ・「全国社会福祉施設経営者協議会地域貢献活動実践事例集」の対象となったような事業（福祉バスの地域運行、地域安全パトロール隊、地域相談室、地域介護教室、地域子育て支援等）

(3) 対象施設のうち第3条第2号に規定する施設については、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合にあっては、2年に1回は書面指導監査とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、新たに設立された対象法人及び新たに事業を開始した対象施設、その他必要と認める場合は、実地指導監査を随時実施することができる。

3 介護保険事業及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けている社会福祉法人の法人及び施設の実地指導監査においては、当該法人及び施設の運営状況に配慮した上で、実地指導監査を実施すること

ができる。

- 4 利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は、利用者及び家族等からの事情聴取を実施することができる。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取を実施することができる。

(指導監査の方法)

第9条 実地指導監査は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施日の概ね3週間前までに指導監査を実施する対象法人等に、実施日時その他必要な事項を通知する。
 - (2) 対象法人等の事務所等において行う。
 - (3) 複数の職員により行う。
 - (4) 関係書類をもとに、対象法人等の運営及び施設の状況等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地に確認することにより行う。
- 2 書面指導監査は、施設から提出された書面資料を確認することにより行う。
 - 3 実地指導監査及び書面指導監査の実施にあたり、第14条に規定された現況報告書以外に、対象法人等に対し事前に資料の提出を求めることができる。
 - 4 特別監査については、実施の都度、その方法を定めるものとする。

(結果の講評)

第10条 指導監査を実施したときは、必要に応じて、関係者に対し講評を行う。ただし、書面指導監査を実施したときは、この限りではない。

(指導監査結果の通知)

第11条 指導監査の結果は、当該対象法人等に対し文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第12条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、

当該対象法人等による自主的な是正又は改善を指示した事項を除き、期限を定めて文書により改善報告書の提出させるものとし、文書により改善報告を求めた事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を求めるものとする。

- 2 前項の改善報告書を審査した結果、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、是正・改善措置の徹底を図ることとし、是正又は改善されていない若しくは不十分であると認められる場合は、継続して運営指導を行うものとする。

(関係行政機関との協力)

第13条 指導監査及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関と協力のうえ実施するものとする。

(報告書等の提出)

第14条 対象法人及び法人が経営する対象施設に対しては、毎年、6月末日までに現況報告書の提出を求めるものとする。

(情報の開示)

第15条 指導監査に関する情報は、対象法人等によって提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するため、個人情報等の法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。なお、この要綱の施行に伴い「柏原市保育所指導監督要綱」を廃止する。